



HASCO JAPAN CO., LTD.

As agent of Emirates Shipping Line FZE

令和 6 年 8 月吉日

貨物内容誤申告（Misdeclaration）手数料および重量差異基準の改定について

お客様各位

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、一般貨物を対象とする貨物内容誤申告（Misdeclaration）手数料および許容される重量差異の基準を、市場慣行に合わせて改定いたしましたのでお知らせいたします。

本改定は、不正確な貨物申告に起因する税関での罰則、業務上の支障、安全上のリスクなどを軽減し、法令遵守を強化することを目的としております。

【改定内容】

1. 一般貨物における貨物内容の誤申告が認められた場合、**貨物 1 ユニットあたり 5,000 米ドル**の貨物内容誤申告手数料を適用いたします。
2. **VGM（総重量確定値）および／または船荷証券（Bill of Lading : B/L）に記載された重量と、実際に確認された重量との差が 3 メトリックトン（3 トン）を超える場合、重量の誤申告とみなします。**

上記の改定は即日適用となります。

お客様におかれましては、エミレーツへご提出いただく貨物内容、輸送情報、および申告重量が正確かつ完全であることをご確認いただきますようお願いいたします。不正確または不完全な申告があった場合、追加料金の発生、輸送遅延、または規制上の問題が生じる可能性があります。

エミレーツは、貨物情報が不完全または不正確である場合、あるいは追加確認が必要と判断した場合には、追加情報の提出要求、貨物情報の確認、予約の拒否、または貨物の受託をお断りする権利を留保します。また、貨物内容の誤申告が判明した場合には、それに関連して発生したすべての費用、責任、罰金、損害、および適用されるライン管理手数料（Line Administration Fees）をお客様へ請求する権利を留保します。

ご不明点、ご質問等がございましたら営業・カスタマーサービスまでお問い合わせください。

以上